

2024 年 7 月 24 日

外貨預金の取扱終了および外貨預金規定の改定について

株式会社筑邦銀行（頭取 鶴久 博幸）は、外貨預金の取扱を下記のとおり終了させていただくことといたしました。

また、これに伴い、外貨預金規定を改定いたします。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 外貨預金の取扱終了について

（1）取扱を終了する預金

- ①外貨普通預金
- ②積立外貨預金
- ③外貨定期預金

（2）各預金の取扱終了時期

預 金		取扱終了日
外貨普通預金 ・ 積立外貨預金	口座開設	2024 年 7 月 31 日（水）
	口座振替（積立外貨預金）	2024 年 9 月 17 日（火）
	入金※1	2024 年 9 月 30 日（月）
	出金・解約	2025 年 2 月 28 日（金）
外貨定期預金	口座開設	2024 年 7 月 31 日（水）
	解約	2025 年 2 月 28 日（金）

※1：当行本支店の同一名義人口座からの同一通貨によるお振替を除きます。

【注意事項】

- ・外貨預金には為替リスクがございます。為替相場の変動により為替差損が生じ、ご出金時、ご解約時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回る（元本割れとなる）リスクがございます。ご出金、ご解約のタイミングにつきましては、為替リスクにご注意ください。ただし、ご出金、ご解約は 2025 年 2 月 28 日（金）までとなりますので、重ねてご注意ください。
- ・弊行では外貨両替業務を取扱していないため、外国通貨・外貨小切手・トラベラーズチェック等によるご出金資金、ご解約資金のお受取りはできません。
- ・万一、2025 年 2 月 28 日（金）時点で未解約である場合は、2025 年 3 月の弊行任意日に弊行にて解約を行い、ご資金を円貨にてお客さまの預金口座に入金させていただきます。
※お客さまの弊行円預金口座がご利用可能な場合に限りです。
- ・外貨預金は預金保険の対象ではございません。

2. 外貨預金規定の改定について

(1) 対象となる規定

- ①外貨普通預金規定
- ②積立外貨預金規定
- ③外貨定期預金規定

(2) 規定の改定日

2024 年 8 月 1 日（木）

(3) 主な改定内容

外貨預金取扱終了にあたり、以下の条項を追加いたします。

なお、改定後の規定は[こちら](#)をご覧ください。

①外貨普通預金規定

4. (口座への受入れ)

(6) この預金の口座開設は 2024 年 8 月 1 日よりお取り扱いできません。

(7) この預金の新たな預入れは、当行本支店の同一名義人口座からの同一通貨による振替を除き 2024 年 10 月 1 日よりお取り扱いできません。

(8) この預金の取扱いは、2025 年 2 月 28 日をもちまして終了とします。

14. (解約)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

⑦預金者が住所変更等の届出を怠る等により、当行において預金者の所在が不明になった場合

(6) 2025 年 2 月 28 日までに解約されない口座については、当行からの通知を要することなく、2025 年 3 月の当行任意日に当行にて所定の外国為替相場により解約をします。

(7) 本条第 6 項により当行でこの預金口座を解約した場合、原則としてお客様の円普通預金口座または円当座預金口座へ当行任意日付で元本と利息を支払います。但し、お客さまが円普通預金または円当座預金を未保有等の理由により、円普通預金口座へ支払わない取扱いがやむを得ないと当行が合理的に判断した場合は、別段預金へ支払い、円普通預金と同様に円普通預金利息を付利します。

(8) 第 6 項および第 7 項の規定により、お客様に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。

②積立外貨預金規定

4. (口座への受入れ)

(6) この預金の口座開設は 2024 年 8 月 1 日よりお取り扱いできません。

(7) この預金の新たな預入れは、当行本支店の同一名義人口座からの同一通貨による振替を除き 2024 年 10 月 1 日よりお取り扱いできません。

(8) この預金の取扱いは、2025 年 2 月 28 日をもちまして終了とします。

5. (口座振替による預入れ)

(5) この預金は 2024 年 10 月 1 日より口座振替を終了します。

15. (解約)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ⑦預金者が住所変更等の届出を怠る等により、当行において預金者の所在が不明になった場合
- (6) 2025年2月28日までに解約されない口座については、当行からの通知を要することなく、2025年3月の当行任意日に当行にて所定の外国為替相場により解約をします。
- (7) 本条第6項により当行でこの預金口座を解約した場合、原則としてお客様の円普通預金口座または円当座預金口座へ当行任意日付で元本と利息を支払います。但し、お客さまが円普通預金または円当座預金を未保有等の理由により、円普通預金口座へ支払わない取扱いがやむを得ないと当行が合理的に判断した場合は、別段預金へ支払い、円普通預金と同様に円普通預金利息を付利します。
- (8) 第6項および第7項の規定により、お客様に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。

③外貨定期預金規定

1. (預金の受入れ)
- (3) この預金への新たな預け入れ(書替継続による預け入れを含みます。)は2024年8月1日よりお取扱できません。また、新たな預け入れ(書替継続による預け入れを含みます。)が可能な預金は、満期日を2025年2月28日よりも前にするものに限りします。
- (4) この預金の取扱いは、2025年2月28日をもちまして終了とします。
14. (解約)
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ⑦預金者が住所変更等の届出を怠る等により、当行において預金者の所在が不明になった場合
- (5) 2025年2月28日までに解約されない預金については、当行からの通知を要することなく、2025年3月の当行任意日に当行所定の外国為替相場により解約をします。
- ただし、2025年2月28日より後に満期日を迎える預金については、満期日以降の当行任意日に当行にて所定の外国為替相場により解約をします。
- (6) 本条第5項により当行でこの預金口座を解約した場合、原則としてお客様の円普通預金口座又は円当座預金口座へ当行にて任意日付で元本と利息を支払います。但し、お客様が円普通預金口座または円当座預金口座を未保有等の理由により、円預金口座への支払わない取扱いがやむを得ないと当行が合理的に判断した場合は、別段預金へ支払い、円普通預金と同様に円普通預金利息を付利します。
- (7) 第5項および第6項の規定により、お客様に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。

以上

本件に関するお問い合わせ先
筑邦銀行 グローバルコンサルティンググループ
電話 0942-32-5338